

パブリック・コメント手続の流れ（フロー図）

【対象となる施策等】

- ・ 政策計画（総合計画、各部門別計画）
- ・ 条例（市政基本的・重要方針的条例）
（市民等への義務・権利の制限条例 ※（注））

※（注）市税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料等の徴収に関するものは除く

実施機関による施策等案の策定

【実施機関】

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者

パブリックコメント手続実施の周知（予告）

施策等案の名称、意見の提出方法、期間等をホームページ、広報紙等で実施予告

施策等案を公表

【公表内容】

- ・ 施策等案
- ・ 施策等案の題名、趣旨及び概要
- ・ 施策等案に関連する資料
- ・ 意見等の提出期間・提出先・提出方法

【公表方法】

- ・ 市長が指定する場所での閲覧（必須）、配布
- ・ 広報紙、ホームページへの掲載等

原則として公表の日から30日以上

意見等の募集

【募集期間】

- ・ 原則として公表の日から30日以上

【募集対象者】

- ・ 市民等（市内に住所を有する者、市内事業者（法人含む）、市内通勤・通学者、事案に利害関係を有する者）

※意見募集に際し、施策等の案全体に対する意見だけでなく施策案中の一部の章に対する意見でも可とすることを広く周知すること。

【意見等の提出方法】

- ・ 持参
- ・ 郵便又は信書便
- ・ ファクシミリ
- ・ メールフォーム等

パブリック・コメント手続

意見等を反映させ施策等の策定の意思決定

結果の公表

【公表内容】

- ・ 提出された意見等の概要
- ・ 意見等に対する市の考え方
- ・ 施策等案を修正した場合における当該修正内容

【公表方法】

- ・ 施策等案の公表方法に準ずる

【公表期間】

- ・ おおむね6ヶ月

施策等の策定又は改訂

※策定及び改訂した施策等は、市ホームページ内の『施策・計画』ページに掲載すること